

第10回 定例総会議事録

1. 日 時	令和7年1月15日（水）午後3時15分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 801会議室
3. 出席委員	
12名	1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行 4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一 10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳 14番 村上 枝里
4. 欠席委員	
2名	7番 長尾 栄作 13番 黒木 緑子
5. 事務局	
	事務局職員 5名
事務局	ただいまより第10回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第10回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は12名、欠席者は2名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし)

議長	<p>それでは、議事録署名委員に4番齊藤委員さん、11番堀委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南西へ約800m 圏内に点在する農地であり、2筆は保全管理されており、1筆は稲刈り後の状態、4筆は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は市外在住で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、乾燥機を各3台、田植機、コンバイン、運搬車、選果機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.1ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターから南東へ、1筆は約1.1km、1筆は約1.2km の距離に位置した農地であり、現地の1筆はカキ、キンカン、イチジク、スモモ、1筆はダイコン、ゴボウ、タマネギ等の露地野菜とカキが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は</p>

<p>議長</p>	<p>隣接する空き家に転居予定の新規就農者で、申請地において1筆はイチジク、カキ、スモモ、1筆はジャガイモ、ダイコン等の露地野菜を栽培予定です。農機具は草刈機、噴霧器を各3台、耕うん機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約13a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、新生支援学校から北東へ約800m の距離に位置した農地であり、現地はキンカン、カキ、クリ、イチジク等の果樹が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてイチジク、カボス、ビワ、ブドウを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約5a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分家畜保健衛生所から南西へ約400mの距離に位置した農地であり、現地はタマネギ、ニンジン等の露地野菜とカキ、ユズが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてダイコン、ニンジン、キャベツ、ゴボウ、ホウレンソウを栽培予定です。農機具はトラクターを2台、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約18aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3ページ 5番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から南西へ約250mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを3台、コンバイン、田植機、軽トラックを各2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は3条同時申請分を合わせて約1haとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ6番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から南へ約40mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを3台、コンバイン、田植機、軽トラックを各2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は3条同時申請分を合わせて約1haとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 7番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院から北西へ約600mの距離に位置した農地であり、現地の1筆は稲刈り後の状態、2筆は草刈り後の状態で一部に腰高程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、認定農業者かつ農地所有適格法人で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、軽四バンを2台、トラクター、軽トラック、1tトラック、動力噴霧器、スプレッダーを各1台所有、トラクターを1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分と合わせて約1.9haとなります。

	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ5ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>6番齊木委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分南高等学校から西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、管理機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約71aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>6番齊木委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、竹中中学校から北へ約160mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において麦、ソバ、サトイモ、ジャガイモを栽培予定で</p>

	<p>す。農機具は草刈機を4台、噴霧器を2台、耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約45a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ6ページ 3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
6番齊木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から北へ約1km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されてきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ7ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から北へ約850m の距離に位置した農地であり、</p>

<p>議長</p>	<p>現地は腰丈程度の雑草が冬枯れしていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてジャガイモ、サツマイモ、ハウレンソウ、ニンジンを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約10a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>3番平山委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関勤労者体育センター（旧大志生木小学校）から南へ約230m の距離に位置した農地であり、現地はカキ、ミカン、ビワが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地に隣接する空き家に転居後、申請地においてナス、キュウリ、ダイコン、カキ、カボス、ビワを栽培予定です。農機具は草刈機を1台、鍬、シャベルを各1本、ジョウロを1個導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ8ページ 農地法第4条許可申請 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、滝尾中学校から北東へ約730mの距離に位置した農地であり、現地は既に貸駐車場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、貸駐車場用地として利用するものであり、既に転用されているため始末書が添付されています。農地区分です。申請地は、水管、下水管が埋設されている市道の沿道であって、500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地であるため第3種農地に該当します。地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、滝尾中学校から北東へ約730mの距離に位置した農地であり、現地は既に貸駐車場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、貸駐車場用地として利用するものであり、既に転用されているため始末書が添付されています。農地区分です。申請地は、水管、下水管が埋設されている市道の沿道であって、500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地であるため第3種農地に該当します。地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ9ページ 農地法第5条許可申請 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から北西へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、船舶の製造等行う法人が資材置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。 次に、10ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 利用権設定 1番について、植田地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番脇委員	土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告

	<p>です。申請地は、井野辺病院から北西へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、認定農業者かつ農地所有適格法人で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、軽四バンを2台、トラクター、軽トラック、1tトラック、動力噴霧器、スプレッダーを各1台所有、トラクターを1台借用しています。なお、利用権設定後の経営面積は3条同時申請分とあわせて約1.9haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の11ページからは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>11ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。10年間の使用貸借権での再設定となります。</p> <p>12ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。3年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、13ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>利用権設定 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番脇委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院から北西へ約850mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規参入した解除条件付き法人で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有、籾摺機、乾燥機を各1台借用しています。なお、利用権設定後の経営面積は約23aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南東へ約200mから500mの距離に点在した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は乾燥機、草刈機を各4台、トラクターを3台、田植機を2台、コンバイン、籾摺機を各1台所有しています。なお、利用権設定後</p>

議長	<p>の経営面積は約3ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ14ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から東へ約50m の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地においてジャガイモ、ナス、ネギを栽培予定です。農機具は草刈機を2台所有しており、歩行トラクターを1台購入予定です。なお、利用権設定後の経営面積は約12a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南西へ約1.4km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培</p>

議長	<p>予定です。農機具はコンバイン、乾燥機、草刈機を各2台、トラクター、田植機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約15a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の15ページからは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>15ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>16ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。10年間の賃借権での再設定となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、17ページ 第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第</p>

事務局	<p>18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p> <p>17ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、原村地区、太田地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.8ha となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、恵良地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約19ha となります。</p> <p>18ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上詰地区に位置した農地であり、現地はブドウ、キウイが栽培されていきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にキウイ等の果樹を栽培しており、申請地においてキウイ等の果樹を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約95a となります。</p> <p>19ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、市尾地区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.8ha となります。</p> <p>20ページから21ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等につい</p>
-----	--

	<p>ては議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、市尾地区、木田南地区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約4.8ha となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、22ページ 第5号議案 農地基本台帳登載願について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>土地の表示、願人については議案の通りです。経過及び農地の状況です。申請地は、大分市立三佐小学校から南西へ約280m の距離に位置しており、現在は畑として利用されていました。当該地は、平成16年に農地法第5条転用届出書が提出されており、展示場として賃貸していましたが、現在は畑として利用しています。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、第5号議案は承認します。</p> <p>次に、23ページ 第6号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>23ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1986年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院から北東へ約560mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1975年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分県警察学校から南西へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。</p> <p>24ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1960年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、判田小学校から北東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1998年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市葬斎場から南西へ約450mの</p>

議長	<p>距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。</p> <p>25ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容のうち1筆は1973年頃から進入路として利用しており、2筆は2024年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市小学校から南東へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、1筆は進入路として利用、2筆は耕作放棄により原野化していました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容のうち2筆は1976年頃から宅地として利用しており、1筆は1976年頃から擁壁として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、佐賀県勤労者体育センター（旧大志生木小学校）から南へ約230mの距離に位置した農地であり、2筆は宅地、1筆は擁壁として利用されていました。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1987年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市中学校から南へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。</p> <p>26ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1975年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、滝尾中学校から東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
----	---

議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は非農地決定します。</p> <p>次は、27ページからの 第7号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>27ページから29ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で4件出ています。</p> <p>30ページから32ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で5件出ています。</p> <p>33ページから38ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で62件出ています。</p> <p>最後は、39ページ、40ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で3件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>その他協議事項について、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>先に報告事項が2件ございます。まずは、定例総会後に実施される家族経営協定調印式についてです。今回の家族経営の方は、大南地区でパセ</p>

りを栽培されている方です。通常ですと、大南地区での対応となるのですが、本日は定例総会後の開催となっておりますので、このあとお時間がある委員さんは立ち合いをしていただければと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、来週1月21日の視察の受け入れについてです。大南市民センターで熊本県上益城郡の視察を受け入れることとなっております。こちらは会長、副会長のほか、地区審会長に出席をしていただき、対応をしていきたいと考えております。この内容については、家族経営協定調印式が終わった後に打ち合わせをさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上が報告事項となりまして、これからは協議していただきたい内容となります。お配りした A3の資料をご覧ください。

大きく二つ協議していただきたい内容がございます。一つ目は、地域計画に関する内容です。松岡地区を除き、今年度の3月末には地域計画の公告をして、作成を終了する計画となっておりますが、その後、随時変更を行っていく必要が出てきます。その中で、地域計画の変更が必要となる項目が、3条による所有権移転、4条と5条による農地転用、非農地決定、農振解除、中間管理機構による農地の貸借等です。3条や中間管理事業は10年後に耕作をする方に関して、変更が必要であれば変更を行うという処理。4条、5条、非農地決定、農振解除に関しては、現在地域計画の対象になっている農地であれば、そこから外すという処理が必要になってきます。また、3条、4条、5条、非農地決定、農振解除に関しては、定例総会での議決の前に地域計画の変更をしなくてはならないと定められています。まず転用に関しては、地域計画の対象となっている農地は許可ができないので、対象から外す作業が必要となります。3条に関しては、地域計画で10年後に耕作する方を定めているので、その方でないと許可ができなくなっております。例えば、地域計画で該当地に対して A さんが耕作するとなっていれば、3条許可ができるのは A さんのみとなります。別の B さんで3条許可をするためには、まず地域計画で耕作する方を B さんにするという変更をかけなければなりません。そ

のため、議決前に地域計画の変更が必要となります。

地域計画の変更までの流れですが、まず、基本的に地域計画に関しては市長部局である農政課で作成を行うため、市長部局から農業委員会に対して、変更をかけてよいかどうか意見の照会を行います。そして、農業委員会で可否の判断をした後、農業委員会を含めた関係団体の意見の照会が終わり次第、公告縦覧を14日間行い、地域計画の変更ができるということになります。そのため、審議会開催日の前月23日頃には意見照会の回答をしなければならなくなります。通常ですと、前月20日頃に締め切った議案を審議しますが、地域計画の変更が必要な議案を今月の総会にかけるためには、前月の総会で意見照会の回答を行わなければならなくなるため、前月と今月の二か月に渡って同じ内容の審議を行うことになってしまいます。また、申請時期も審議に伴って早くなるため、申請者の負担も増えてしまいます。

そこで、以上の二つの問題点、審議内容が重複してしまうということ、また申請者の負担になるということを改善するために委員の皆さんにご提案があります。国としては、地域計画の変更に農業委員会事務局が関わって作成するのであれば、意見照会に関して、事務局長の専決でよいとなっておりますので、議決前に地域計画の変更が必要な3条、4条、5条等に関しては、事務局長の専決で意見照会の回答をさせていただきたいと考えております。ただし、各議案の審議に関しては、通常通り地区審議会で行っていただきたいと思っております。事務局長の専決で意見照会の回答をするということによろしいでしょうか。

議長

事務局から提案がありましたが、事務局長の専決でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、事務局は協議事項の続きをお願いします。

事務局

ありがとうございます。また、中間管理機構による貸借に関しては事後処理でもよいとなっておりますので、農地の貸し借りに関しては、年に一回、地域計画の変更を行おうと考えております。

それでは、二つ目に協議していただきたい内容は、中間管理事業の件です。今まで農地の貸借は主に基盤強化法による利用権設定を行ってまいりました。しかし、今年の3月までで利用権設定が使えなくなり、2月20日までの申請をもって基盤強化法による利用権設定を終了します。その後は、中間法による中間権の設定のみとなります。今まで基盤強化法による利用権設定は事務局が窓口となって処理をしており、中間管理事業に関しては農政課が窓口となって処理を行ってまいりましたが、これからは中間管理事業のみとなりますので、農地に関しては農政課のみが対応し、事務局も関与しなくなります。そこで問題点として、農政課の事務負担が増えてしまうということ。また、事務局が関与しなくなるため、農地の貸借という農業委員会の仕事について関わりが薄くなってしまうということが考えられます。そのため、農政課とも協議をした結果、今後の農業委員会の関わり方の一つとして、契約書に地権者の押印をもらう仕事について委員の皆様方をお願いできないかと考えております。中間管理事業の契約とは、地権者が公社とする契約と公社が耕作者に貸し出す契約の二つがありますが、委員の皆様をお願いしたいのは、地権者と公社との契約書に地権者の押印をもらいに行っていただくという仕事です。ただし、地区外の地権者の方もおりますので、お願いしたい範囲としましては、各地区に住んでいる地区内の地権者の方のみとして、地区外については農政課が郵送等で対応いたします。農業委員の方だけではなく、推進委員の方も含めて押印をもらいに行っていただくことによって、誰が誰に農地を貸そうとしているのかを把握していただきたいと思います。また、農政課も耕作者の方とは繋がりがあありますが、地権者の方とはなかなか接点がない場合が多いため、郵送等をしてても詐欺と疑われてしまうこともあるそうです。地元の委員さんが対応していただいたほうが地権者の方も安心して押印していただけるのではないかと考えております。押印をもらっていただく時期としましては、中間管理事

業の審議がある月の前月5日頃には押印済みの契約書を農政課が公社へ提出しなければならないため、審議月の前々月の地区審議会の日には農政課から該当者の資料を配布いたしますので、その資料をもとに押印をもらってきていただき、資料を受け取った月の月末（審議月の前々月末）を契約書の提出締め切りとしたいと考えております。ただ、何度訪問してもご不在で押印がもらえない等、難しい状況の場合については、農政課と相談していただき臨機応変にご対応いただければと思います。この業務に関しては、主に推進委員さんに動いていただくことになるかと思っておりますので、農業委員さんに関しては推進委員さんのフォローをしていただければと思います。

また中間管理事業に関して、もう一つ協議していただきたいことがございます。今まで農地の貸借に対して基盤強化法による利用権設定のみ現地調査を行っており、中間管理事業に関しては現地調査を行っていませんでした。しかし、今後は基盤強化法による利用権設定がなくなりますので、現地を知らないまま審議にかかるという状況も出てくると考えられます。そこで、やはり中間管理事業の貸借に関しても、農業委員さん推進委員さんに現地を知っていただく必要があるのではないかという意見がありました。皆様に協議していただきたいのは、現地調査をするべきかどうか、また現地調査のやり方についてです。今回事務局からは、現地調査をするとして現地調査のやり方についてのご提案をいたします。お配りした資料に記載しております中間管理事業の実績をご覧ください。月毎に筆数の違いがありますが、多い月ですと、50筆ほどございます。現地調査をするとしても、今まで通りの現地調査日程で割り振りをおこなうと間に合わないこともあり得ると思われれます。そこで、先程お話しした契約書の押印が必要な地権者の資料をお渡しする際に、中間管理事業の申請案件の一覧表と地図をお配りし、各自で現地の状況を見ていただきたいと思いますと考えております。必ず現地に行き報告が必要ということではなく、既に現地の今の状況をご存じであれば現地に行っていたかなくてもかまいません。現地調査に行った場合は、活動記録を記入していただきますようお願いいたします。こちらの業務も基本的には推進委

	<p>員さんにしていただくことになるとと思いますが、農業委員さんも現地調査に同行していただいたり、フォローをしていただければと思います。</p> <p>また、再設定については現地調査は不要ですので、新規の案件について推進委員さんが中心となり現地調査をしていただければと思います。また、現地調査報告についてですが、地区審議会については推進委員さん、定例総会については農業委員さんにしていただきたいと考えております。通常の現地調査は今まで通りです。これらの内容の開始時期ですが、委員の皆様のご了承が得られれば、来月の地区審議会において推進委員さんにご説明したいと思っております。そして、3月の地区審議会のときには、実際に書類を農政課から預かって、押印の作業を開始していただき、現地調査については4月の現地調査からこの体制で行えればと考えております。</p> <p>事務局の提案は以上となりますが、押印作業と現地調査のやり方について、また現地調査についてはやるべきかどうかを協議していただければと思います。</p>
議長	事務局から提案がありましたが、まずは押印作業について質問・意見はありませんか。
10番釘宮委員	押印作業は地区内ということでしたが、地区の線引きはどのように考えていますか。
事務局	推進委員さんを中心に考えておりますので、推進委員さんの担当地区で考えております。
5番秋吉委員	推進委員の担当地区は土地ごとだと思いましたが、地区内とは土地で考えますか。地権者で考えますか。地区内の土地だが、地区外の地権者の場合はどうなりますか。地区外の地権者の場合も多いと思いましたが、その場合はどう対応しますか。

事務局	<p>担当範囲は各地区内に在住の地権者でお考えください。地権者が市外在住の場合は農政課に対応していただこうと思いますが、ご質問されたような状況の場合は調整をして対応していくよう考えています。例えば、今回の議案の17ページ 1番のように、土地の表示は野津原地区ですが地権者は市街化在住というときは、大分地区の推進委員さんに押印作業をお願いしても地権者について全く知らないと思いますので、このような場合のときは、農政課に今まで通りの郵送対応をしていただくということによいのではないかと思います。</p>
5番秋吉委員	<p>推進委員さんは自分の担当地区、地元の地主の方について把握していますし、農政課にもその情報を伝えています。地権者も地区内であれば問題ないと思います。</p>
事務局	<p>それでは基本は推進委員さんの担当している土地で整理しますが、地権者が地区外の場合は農政課に対応をお願いして、農政課から一覧をもらった際に押印をもらうことが難しいものは申告していただければと思います。</p>
5番秋吉委員	<p>一覧表と地図をもらえるのはいつ頃ですか。</p>
事務局	<p>地区審議会のときにお配りしようと思っております。地区審議会のときに農政課から預かった資料を事務局からお渡しますので、その場で確認していただき、押印作業が難しいものがあれば事務局から農政課に伝えるということによろしいでしょうか。</p>
議長	<p>それでは押印作業についてですが、押印作業は農業委員、推進委員で行い、担当地区の地権者が地区外の場合は農政課にお願いする。地区審議会で農政課からの一覧表を受け取ったときに押印作業が難しいものがあれば事務局に伝えるということによろしいでしょうか。</p>

	(異議なし)
議長	他に質問・意見はありませんか。
5番秋吉委員	賃借権の契約で、賃借料の振り込み先の口座情報の確認は推進委員さんがするのですか。
事務局	口座情報に関しては個人情報の取扱いとなりますので、対応について確認いたします。
12番森崎委員	土地の貸借でいま相談を受けている人には何をすすめればいいですか。
事務局	2月20日までに申請が間に合うのであれば、基盤強化法による利用権設定も使えますが、次の更新のときには確実に中間管理事業での取り扱いとなっていますので、中間管理事業の方をすすめていただければと思います。
12番森崎委員	売買は関係ないですか。
事務局	基盤強化法での権利移動ができなくなりますので、売買も基盤強化法は使えなくなります。3条は今まで通り売買が可能ですが、中間管理事業を使った売買は対象が限られますので、その内容については確認中です。詳細が分かり次第お知らせいたします。
12番森崎委員	ちなみに当事者同士の相対で売買をしてしまい、書類を提出していない場合はどうなりますか。
事務局	売買に関しては書類を提出して頂かないと登記の変更ができません。3条は変わりませんので、今まで通り3条申請をお願いします。

6番齊木委員	売買は中間管理事業を通さないといけないということですか。
事務局	3条がありますので、中間管理事業とは別になります。3条の要件を満たせば今まで通り売買ができます。
12番森崎委員	3条で5年間での5回払い等はできますか。その場合も売買に当たりますか。
事務局	3条で分割払いができるかどうかは確認しますが、完済していないと登記ができないと思います。所有権を変えるのであれば売買に当たります。
6番齊木委員	完済が終わらないと登記できないのですか。
事務局	確認いたします。
2番大野委員	基盤強化法だと期限がきますが、期限が切れたものは次の年からすべて中間管理事業になるということですか。
事務局	そのとおりです。
議長	次に現地調査についてですが、現地調査は行うということでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	それでは現地調査のやり方ですが、事務局から提案された農業委員、推進委員が各自で現地調査を行うという内容について、質問・意見はありませんか。

6番齊木委員	事務局は現地調査をしないのですか。また該当の土地が、通常の現地調査で行く土地のすぐそばの場合などは、通常の現地調査の時に調査をしてもいいのではないのですか。その場合の判断はどうしますか。
事務局	中間管理事業に関しては、事務局は同行せずに資料の提供のみ行います。現在行っている毎月の現地調査の中に中間管理事業の案件を入れずに、完全に切り離そうと考えております。
6番齊木委員	資料をもらって各自で行くということですよ。
事務局	はい。通常の現地調査は前月になりますが、資料は審議月の前々月にはお渡ししますので、中間管理事業に関しては、2か月間のうちのご都合の良い時に現地調査をしていただきたいと思います。
6番齊木委員	推進委員にお願いして現地を見てもらうということですね。
事務局	はい。基本は推進委員さんにご自身の担当地区を確認していただき、農業委員さんにはそのフォローをしていただきたいと思います。
5番秋吉委員	農業委員は、中間管理事業は把握しておらず、基盤強化法のみ把握していましたが、それでは悪いので農政課に資料だけでもくださいとお願いして、農政課から資料がもらえるようになりましたよね。なぜ資料がいるかということ、トラブルがあるからです。私の考えとしては、基本は皆さんに会って話を聞くよりかは、時間がかかったとしても、みんなで把握したほうがよいのではないかと思います。
事務局	今の現地調査の体制の3条、4条、5条、非農地は変わらず続けようと思っております。そして中間管理事業の農地の貸借の分の現地調査をどうするのかということで、①農政課がすべて対応し現地調査はしない、②通常の現地調査に組み込む、③2か月間の中で日にちを決めずに各自で

	見ていただく。このいずれかでお考えいただければと思います。
5番秋吉委員	情報共有はしたほうがよいと思います。
6番齊木委員	トラブル以外の確認だけならできます。
5番秋吉委員	一度各自で現地調査をして無理だとなったらまた考えるのがいいと思います。
事務局	それでは、③2か月間の中で日にちを決めずに各自で見ていただくということで、実施していただけますでしょうか。
6番齊木委員	今でも皆さん中間管理事業の件で動いているはずなので、できないことはないと思います。
事務局	本来通常の現地調査に組み込めたらよいと思っていたのですが、筆数や件数が多く、また偏りもありましたので、現状の時間配分では厳しいと事務局内で考え、今回このような提案をさせていただきました。 また推進委員さんの負担がかなり大きくなってきますので、農業委員の皆様も推進委員さんと一緒になって動いていただければと思います。
議長	それでは現地調査についてですが、中間管理事業の現地調査は行い、各自で現地の状況を見るということでよろしいでしょうか。 (異議なし)
事務局	ありがとうございます。それでは、押印、現地調査等について来月推進委員さんに説明をいたします。また実際に業務を行っていく中で不都合があれば、随時変更していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長	他に質問・意見はありませんか。
4番齊藤委員	地区別セミナーの表彰関係についてですが、一年間の集積実績の表彰は地区別セミナーの時に行いますか。別途行いますか。
事務局	今回の地区別セミナーに関しては、表彰が行われます。内容としては、農業会議関連となりますので、大分市も農業新聞の購読者賞や農業委員会だよりの件で表彰を受けます。会長に登壇をお願いしようと思っております。今お話しされた集積に関しては県の事業となりまして、申請がこれからですので、また別途表彰があります。判断がつくのも3月頃になるかと思えます。
5番秋吉委員	コロナ過の前はブロック大会が別府で開催されていましたが、コロナ過の後は地区ごとに分けての開催になりました。以前の集積表彰は県と農業会議が一緒に行っていましたが、現在は後日賞状を送ってくるだけという状態のため、誰が表彰されたのかわかりません。県知事の感謝状なので、農業会議だけではなく県と連携して開催していただくよう検討してください。
事務局	県に伝えておきます。
議長	<p>それでは、他に気になる点がある方は事務局に個別に相談をしてください。</p> <p>以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。</p> <p>これで第10回定例総会を閉会します。</p>